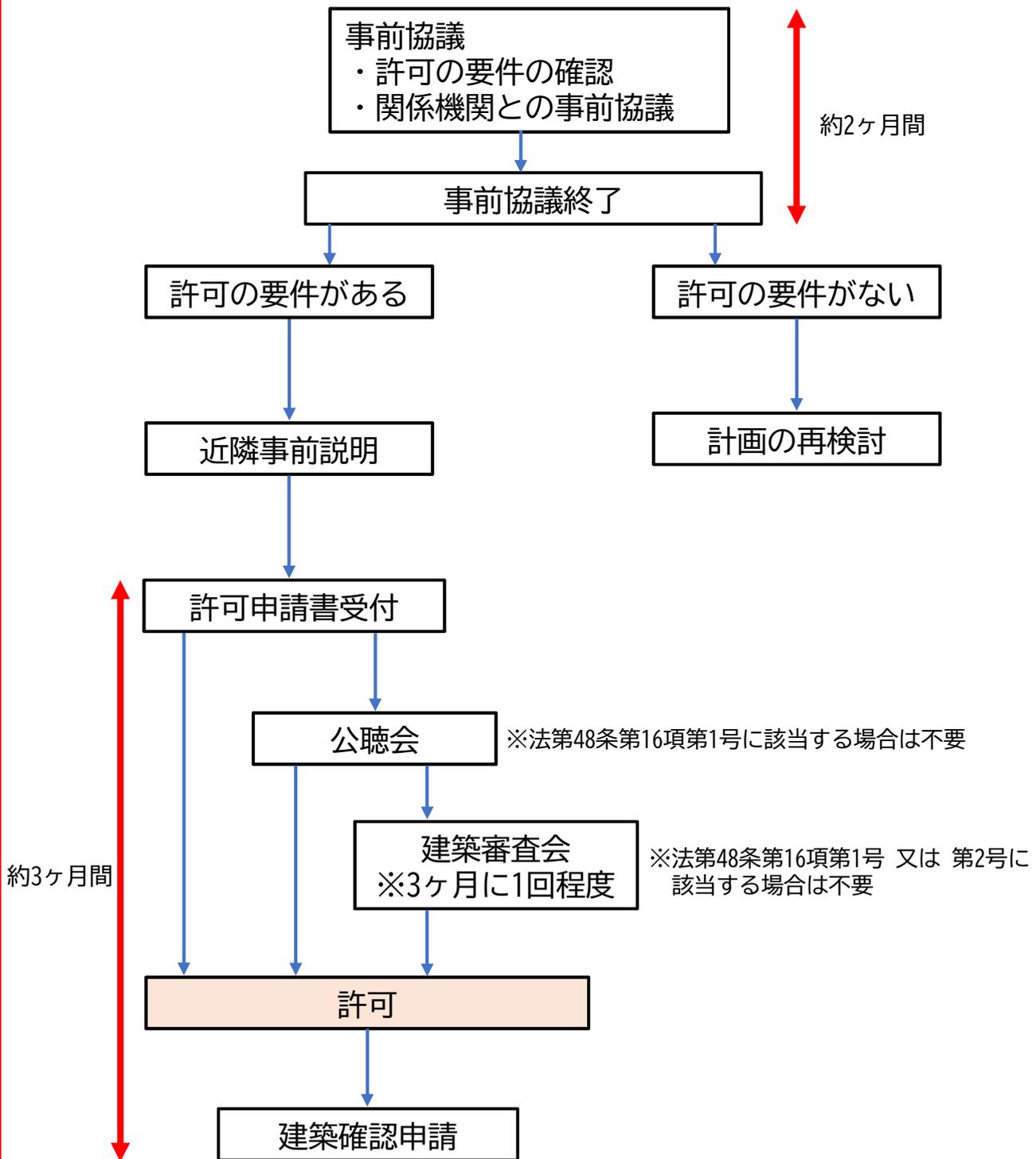


建築基準法第48条ただし書許可の流れについて



※建築審査会の同意が必要となる場合、建築審査会の開催時期によっては許可まで相当期間を要する場合があります。スケジュールに余裕を持った計画としてください。
◀▶の期間はあくまで目安となります。（公聴会、建築審査会の有無などにより大きく変動する場合があります。）

事前協議について

- ・許可申請が必要となる建築計画がある場合は、許可の適用について事前に建築住宅課建築審査係に協議をお願いします。
- ・事前協議にあたっては、許可を求める理由などを明確にした上で、その計画概要を示す資料（理由書、配置図、平面図など）を作成してください。